

第29回福島家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成29年11月8日（水）午後1時30分～午後3時30分

第2 場所

福島家庭裁判所 第1会議室

第3 出席者

1 委員

芦澤政治（委員長）、荒木貢、川村政史、斎藤可子、柴田雅司、角田仁、坪井有子、挾間章博、松浦五月、吉川毅一（五十音順、敬称略）

2 説明者

長沼事務局長、鈴木首席家庭裁判所調査官、稲舟首席書記官、近野総務課長、山口総務課広報係長

3 係員

近野総務課長、山口総務課広報係長

第4 開会等

委員長挨拶、委員の交代、新任委員の紹介

第5 議事及び質疑応答の要旨（●委員長、○委員、□説明者）

家庭裁判所の広報について

- 調停協会が行う無料調停相談会の周知については苦勞しているところである。裁判所において日頃どのような広報活動を行っているのか御紹介いただき、それを踏まえて家庭裁判所の広報の在り方を意見交換したい。
- 裁判所では、裁判所の手続や各種制度を広く知っていただくことで、国民の皆様は裁判所をより身近に感じていただき、裁判所を利用しやすくするため、様々な広報活動を行っている。広報活動の内容としては、裁判所の業務説明、各種手続案内、広報行事の案内といった裁判所の組織、業務の全般に関する情報を対象として行う一般広報、裁判員制度のような特定のテーマを取り上げて

裁判所の施策として統一的に行う制度広報，裁判所職員の採用活動の一環として行う採用広報がある。福島家庭裁判所で行っている広報活動や広報ツールとしては，①裁判所ウェブサイト，②各種パンフレット・リーフレット，③広報用DVD・ウェブ動画，④出前講義，⑤各種イベントがある。

①裁判所ウェブサイトは，裁判所に関する情報の入り口として，裁判所の組織や各種手続のほか家事手続案内制度の紹介，見学・傍聴案内，採用試験情報などといった裁判所に関する様々な情報を入手できる。福島地家裁のウェブサイトでも，福島地家裁固有の情報を掲載している。

②各種パンフレット・リーフレットは，家事手続案内で利用するほか，裁判所庁舎内や関係機関に備え置いている。

③広報用DVD，ウェブ動画は最高裁が作成したもので，各種行事や見学の際に来庁者に御覧いただいている。また，裁判所ウェブサイトでは，各種手続を説明した動画を視聴することができる。

④出前講義は，裁判官や職員が各種団体や学校を訪問して家庭裁判所の各種手続や制度に関する講義を行うものである。依頼先の要望に応じて，講義内容や講師を選定している。裁判所の採用広報活動の一環として，職員が大学に向いて学生を対象とした裁判所の業務説明や採用試験情報のアナウンスも行っている。

⑤各種イベントとしては，法の日週間行事，憲法週間行事，夏休み子ども見学会を開催している。イベントの具体的な内容は，「成年後見制度説明会」，「家庭裁判所見学ツアー」，「少年審判説明会」等である。

○ ウェブサイトのアクセス数は把握しているのか。広報用DVDは見学のほか
にどういった場面で活用しているのか。

□ アクセス数については把握していない。広報用DVDについては，出前講義
の際などにも活用している。

○ 出前講義について，過去に行った講義内容は公表されているのか。講義内容

を一覧として公表することで、各種団体等が依頼しやすくなるのではないか。

- 確かに講義内容の一覧があれば、どのようなテーマを依頼できるのかということが分かって良いと思う。
- 地元紙やタウン誌などは事前の告知記事を載せてくれることが多い。一般の方は、家庭裁判所でどんなことをしてもらえるのか、よく分かっていない。例えば、子ども向けの模擬裁判のような行事を行い、参加した子どもが家に帰って家庭内で話してもらおうという周知方法もあると思う。
- 調停協会では、調停相談会を毎年行っているが、同相談会をどのようにして知ったのか伺うと、チラシを見て知ったという方が一番多い。以前は回覧板にチラシを入れてもらっていたが、今は市町村によってはそういった対応してもらえないところもある。効果的な周知方法がなくて苦慮している。
- 生協連で、生協の宅配を通してチラシを配布したり、店舗にポスターを掲示することができる。裁判所は近づきがたいので、積極的に理解してもらうことが必要だと思う。お金をかけずに行える広報活動はあるのではないかと思う。
- 立派なポスターやチラシを作成することは難しいが、配布方法などについては検討したい。
- ウェブサイトについてはいかがか。
- 家庭裁判所は、何をしてもらえるところなのかといったことについて、もう少し平たく説明することが必要ではないか。
- 具体的な問題や紛争を抱えている方がウェブサイトを見ると、もしかすると情報量としては足りないのかもしれないのではないかと思う。しかし、将来的に手続を利用するかもしれないが、今は特に関心がないという方がウェブサイトを見ると、情報量が多すぎるのではないか。裁判所の手続は、積極的にこういうサービスがあるからどんどん利用してくださいとは言いつらいところがある。ただし、家庭裁判所には、例えば成年後見制度など、行政サービスに近い手続もあり、こういった手続は積極的に利用していただきたいと考えており、

広報を工夫しなければならない。ウェブサイトの家庭裁判所のページも、家庭裁判所だけのポータルサイトがあった方がいいのではないかと思います。

- 家庭裁判所を利用することを考えた方は、検索をしてウェブサイトにとどろくことができるが、その前の段階から、家庭裁判所がこんなことをしているということを広く知っていただきたいと考えている。
- 問題を抱えている方が、直接家庭裁判所の窓口に来ることはあるのか。そういう方は弁護士などに相談するのだろうという認識でおり、費用がかかると思う。
- 先ほどの説明の中に出てきた家事手続案内は、裁判所にいらした方にどのような手続があるのかなどを説明するものであるが、どこにも相談せず、直接裁判所の手続案内にいらっしゃる方はどのくらいおられるか。
- 意外と数は多い。例えば、離婚したいとか、相続を放棄したいがどうしたらよいかと裁判所にいらっしゃる方は相当数いる。電話で照会を受けることもあるが、誤った教示をしないためにも裁判所にいらしてくださいよう案内している。
- 相談窓口は法律事務所のほか、法テラスや社会福祉協議会などもある。弁護士が関与しなければならないような難しい事案もあると思うが、自力で申立て等を行う方も多い。また、弁護士の法律相談では、被災者の無料法律相談を行っている。
- 以前イベントを行ったとき、SNSで情報発信したことがある。一定の距離の範囲内で関連ページを見ている人に有料で広告を出すことができる。どういった方を広報のターゲットにするかという検討が必要であり、費用もかかるが、スマホを持っている方は多いので宣伝になると思う。
- 大学で若い人と接しているが、情報ツールは目まぐるしく変わっている印象がある。今の学生はメールすら見ない。新しいツールを使って広報していく必要があると思う。

- 裁判所が主催した模擬裁判に参加したが、そのときは裁判員役を学校の先生が担当していた。先生は自分が生徒に教えるときのことも考えながら参加していた。広報対象者をどういったところに持っていくかということも効果的な広報の一つの視点ではないか。
- イベント自体を取材してニュースにはしやすいが、広く人を集めたいというイベント周知の段階で記事として取り上げるのは難しいところもある。夏休み子ども見学会などは話題性があると思うので、依頼があれば情報発信していきたい。
- 裁判の画像をテレビで見ることがあるが、ほんの少ししか見ることができず、子どもがあのか裁判はどうなるのかという疑問を持つことがあっても、親も分からないので教えることができない。子ども向けの勉強会の機会を増やしていただきたい。
- いろいろなレベルの広報企画が必要だと思う。そもそも裁判に興味を持ってもらうための子ども向けの企画も大事である。例えば、実際の裁判を傍聴してもらい、担当裁判官や書記官が、傍聴後、直接質問に答えるなどの企画をしてもよいと思う。
- 先ほど、小中学生向けの企画を行っていると聞いたが、そういう企画は継続してやっていくことが重要だと思う。
- 少年審判は傍聴してもらうことはできないが、シナリオに基づいて模擬審判を行った例はある。
- 夏休み子ども見学会は支部でも行っているのか。
- 支部でも行っている。今年は郡山、会津若松、いわきの各支部で行った。

第6 次回（第30回）開催について

1 日時

平成30年6月8日（金）午後1時30分とすることで了承された。

2 テーマ

(追って定める。)

第7 閉会

以 上